

有害物質使用特定施設等に係る構造基準及び定期点検方法

1 施設本体が設置される床面及び周囲

基準ランク	必要な構造	点検項目	点検回数	
A基準	目視により確認が容易にできない (施設本体が設置されてる床面から、有害物質を含む水が漏えいしていることを確認ができない場合)	1.次のいずれにも適合すること。 イ.コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造。(必要に応じて、耐薬品性及び不浸透性材質による被覆)  ロ.防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受け皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」)の設置。(想定される流出量分の水の流出を防止できる容量を確保)	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1年に1回以上
		2.1に掲げる措置と同等以上の措置。	講じられている措置に応じ、適切な項目	適切な回数
	目視により確認が容易にできる* (施設本体が設置されてる床面から有害物質を含む水が漏えいしていることが確認できる場合)		床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1月に1回以上
B基準	施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイに適合しない場合	1.次のいずれにも適合すること。 イ.施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 ロ.漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ②防液堤等のひび割れその他の異常の有	1年に1回以上
	施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合		

\*「漏えいを目視により確認が容易にできる」とは、二階以上の床面に施設を設置した場合や、施設を設置した床面の下に地下室がある場合のことを言う。地上部にある床面に台を置くなどして床面から離して施設を設置する場合は対象にならない。

有害物質使用特定施設等に係る構造基準及び定期点検方法

2 施設本体

基準ランク	必要な構造	点検項目	点検回数
A基準		①施設本体のひび割れ, 亀裂, 損傷その他の異常の有無 ②施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
B基準*		施設本体のひび割れ, 亀裂, 損傷その他の異常の有無 ----- 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上  1月に1回以上 (ただし, 目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による漏えいの有無の点検の場合は, 当該方法に応じ適切な回数で行うものとする。)

\* 施設本体に, 構造の基準はないが, 施設本体が設置される底面及び周囲の基準がA基準に適合しない場合は, より頻度を増やして点検することが求められる。

3 地上配管等

基準ランク	必要な構造		点検項目	点検回数
A基準	目視による確認が容易にできない場合	次のいずれにも適合すること。 イ.有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する。 ロ.有害物質により容易に劣化するおそれのないものである。 ハ.配管等の外面に, 腐食を防止するための措置が講じられている。(腐食するおそれのある場合のみ)	①配管等の亀裂, 損傷その他の異常の有無  ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1年に1回以上
	目視による確認が容易にできる場合	床面から離して設置されていること。		
B基準	有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。		①配管等の亀裂, 損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	6月に1回以上

有害物質使用特定施設等に係る構造基準及び定期点検方法

4 地下配管等

基準ランク	必要な構造		点検項目	点検回数
A基準	トレンチの中に設置されている場合	トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は必要に応じて、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上
	トレンチがなく直接設置されている場合	1. 次のいずれにも適合すること。 イ.有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有する。 ロ.有害物質により容易に劣化するおそれのないものである。 ハ.配管等の外面に、腐食を防止するための措置が講じられている。(設置条件下で、腐食のおそれのないものは除く。)	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無  * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 **配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上  * 3年1回以上 **3年1回以上、かつ、配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上
		2. 1の措置と同等以上の効果を有する措置。	(貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合)  貯蔵施設からの漏えい等の有無	適切な回数
B基準	トレンチの中に設置されている場合	トレンチ内に設置されていればよい。	①配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①6月1回以上 ②6月1回以上 ③6月1回以上
	トレンチがなく直接設置されている場合	配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上

有害物質使用特定施設等に係る構造基準及び定期点検方法

5 排水溝等

基準ランク	必要な構造	点検項目	点検回数
A基準	1, 次のいずれにも適合すること。 イ.有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有する。 ロ.有害物質により容易に劣化するおそれのないものである。 ハ.排水溝等の表面は, 必要に応じ, 耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること。	排水溝等のひび割れ, 被覆の損傷その他の異常の有無  * 排水溝等からの地下への浸透の検知装置, 有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合	1年1回以上  * 3年1回以上, かつ, 地下への浸透の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上
	2, 1の措置と同等以上の効果を有する措置。	講じられている措置に応じ, 適切な項目	適切な回数
B基準	1, 有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための措置の適切な配置その他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	排水溝等のひび割れ, 被覆の損傷その他の異常の有無  排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	6月に1回以上  1月に1回以上 (有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては, 3月に1回以上)
	2, 1の措置と同等以上の効果を有する措置。	講じられている措置に応じ, 適切な項目	適切な回数

有害物質使用特定施設等に係る構造基準及び定期点検方法

6 地下貯蔵施設

基準ランク	必要な構造	点検項目	点検回数
A基準	<p>1, 次のいずれにも適合すること。                      イ.タンク室内に設置されており、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。                      ロ.地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。                      ハ.地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。</p>	<p>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無</p> <p>* 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの場合                      **貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合</p> <p>(貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合)                      貯蔵施設からの漏えい等の有無</p>	<p>1年1回以上</p> <p>* 3年1回以上                      **3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上</p>
	<p>2, 1の措置と同等以上の効果を有する措置。</p>	<p>講じられている措置に応じ、適切な項目</p>	<p>適切な回数</p>
B基準	<p>1, 次のいずれにも適合。                      イ.地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。(規則第8条の6第1号ハ)                      ロ.地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</p>	<p>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1月に1回以上                      (有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合にあっては、3月に1回以上)</p>
	<p>2, 次のいずれにも適合すること。                      イ.上記のイと同じ。                      ロ.有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。                      3, 2の措置と同等以上の効果を有する措置。</p>	<p>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</p>	<p>1年に1回以上                      (ただし、地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認以外の方法による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数で行うこととする)</p>
	<p>2, 1の措置と同等以上の効果を有する措置。</p>	<p>講じられている措置に応じ、適切な項目</p>	<p>適切な回数</p>

有害物質使用特定施設等に係る構造基準及び定期点検方法

7 施設に係る使用の方法

基準ランク	必要な構造	点検項目	点検回数
A・B基準	以下の①～④のいずれにも適合すること。	④で作成した使用の方法等に関する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年に1回以上 (使用の方法に関する管理要領に基づき設定)
	①有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。		
	②有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講じること。		
	③有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。		
	④有害物質使用特定施設等の使用の方法(①～③について)並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。		

8 点検結果の記録及び保存

記録の必要な事項	保存期間
①点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 ②点検年月日 ③点検の方法及び結果 ④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名 ⑤点検結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じた内容	点検の日から3年間保存

## 9 目視等による点検ができない場合の点検方法及び設備

構造基準及び点検項目において、①「漏えいの点検による亀裂・損傷の確認」と②「有害物質を含む水の漏えい等の検知」が規定されている。

### 1 漏えいの点検の方法

	①気密状態の試験	②湛水による試験	③同等以上の方法
点検の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス加圧法等</li> <li>・加圧等による簡易検知(例:石鹼水)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液面計等による湛水試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①流量計等により一定時間流量を測定し流量低下の有無を測定</li> <li>②貯蔵量や流量の連続的な記録</li> <li>③近傍の有害物質の水質を高頻度で把握</li> <li>④左記や上記の方法のみでは十分でない場合に下記の措置との組み合わせ</li> <li>⑤施設の構造や立地条件に応じ、以下の方法の組み合わせによる亀裂や損傷の有無の点検</li> <li>・代表的な部位(脆弱性の大きな箇所)の点検によって全体の構造の適合性を推測する方法(目視やカメラ点検含む)</li> <li>・適切な更新等維持管理を計画的に行う方法</li> <li>・(補完措置として)観測井を設置して地下水質監視を行う方法</li> <li>・その他の方法</li> </ul>
頻度	年1回以上 ※漏えい等の有無の検知を併せて行う場合、3年に1回以上		実施する点検方法によって設定
対象	地下配管A、地下貯蔵A、(B)		左記の対象のうち適用できるもの

### 2 漏えい等の検知方法

	①漏えい等の検知		②流量等の変動の計測		③同等以上の方法
	検査管等	土壌水分	貯蔵量計測	流量計測	
点検の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質濃度の分析</li> <li>・官能試験(検知可能なもの)</li> <li>・油分の検知</li> <li>・有害物質の簡易分析</li> <li>・電気伝導率又はpHの測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌水分の測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液面計等による有害物質を含む水の貯蔵量の変化の測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流量計等による有害物質を含む水の取扱量(流量)変動の測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①左記の方法のみでは十分でない場合に下記の措置との組み合わせ</li> <li>②施設の構造や立地条件に応じ、以下の方法の組み合わせによる漏えい等の有無の検知</li> <li>・代表的な部位(脆弱性の大きな箇所)の点検によって全体の構造の適合性を推測する方法(目視やカメラ点検含む)</li> <li>・適切な更新等維持管理を計画的に行う方法</li> <li>・(補完措置として)観測井を設置して地下水質監視を行う方法</li> <li>・その他の方法</li> </ul>
頻度	月1回以上 ※高精度の検知(微少な漏れを検知する方法)では連続計測の場合もある				実施する点検方法によって設定
対象	床面B 地下配管A、B 排水溝等A、B 地下貯蔵A、B		地下貯蔵A、B	地下配管A、B 排水溝等A、B 地下貯蔵A、B	左記の対象のうち適用できるもの